注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、北杜市役所又は甲府地方法務局に照会すること。

平成二十六年七月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

山梨県北巨摩郡新富村四十六番戸　小野ゑぎの

○外務省告示第二百三十六号

平成二十六年六月十八日にトビリシで、グルジア政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がグルジア政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　貝谷俊男在グルジア大使

グルジア側　ノダル・ハドゥリ財務大臣

平成二十六年七月十七日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第二百三十七号

平成二十六年六月二十七日にキトで、チンボラソ県医療施設・機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　チンボラソ県医療施設・機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　小瀧徹在エクアドル大使

エクアドル側　レオナルド・アリサガ・シュメーヘル外務大臣代理

平成二十六年七月十七日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第二百三十八号

平成二十六年六月二十七日にキトで、エクアドル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　小瀧徹在エクアドル大使

エクアドル側　レオナルド・アリサガ・シュメーヘル外務大臣代理

平成二十六年七月十七日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第二百三十九号

平成二十六年六月三十日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　卜部敏直在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十六年七月十七日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○厚生労働省告示第二百九十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十七条第三項の規定に基づき、昭和五十年労働省告示第八号（厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年七月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

第五条　法附則第十一条の二第三項の規定により教育訓練支援給付金の額を算定する場合において、法第十四条の規定により被保険者期間として計算された期間が六箇月に満たない場合であつて前各条の規定により賃金日額を算定することが困難である場合における賃金日額は、法第十三条第一項に規定する算定対象期間において法第十四条第一項本文の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金の総額を百八十で除して得た額とする。

第六条　法附則第十一条の二第三項の規定により教育訓練支援給付金の額を算定する場合において、法第十四条の規定により被保険者期間として計算された期間が六箇月に満たない場合であつて前各条の規定により賃金日額を算定することが困難である場合における賃金日額は、法第十四条第一項本文の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金の総額を百八十で除して得た額とする。

○農林水産省告示第九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県鳥取市国府町高岡字細野九一八、九一八の一、字深谷九一九、九一九の一、九二〇、字横尾九二一、字天王尾九二二、九二二の一、字横道ノ下九二三、九二三の一、字蛇段平九二四、九二四の一、九二五、字栃ケ坂九三一、字穴水九三二、九三二の一、字池ノ谷九三三、字大北谷平九三九、字小北谷平九四〇、字譲り大平九四二の一から九四二の四まで、字大柳内平九四六の一、国府町神垣字下大平五六一の一から五六一の五まで、字畑山五六二の二、五六二の四、五六二の五、五六三、五六四の一から五六四の三まで、五六五の一、五六五の三、五六五の四、五六六の一、五六六の二、五六七、字奥松尾六一四の一、六一四の三、字松尾東平六一五の一、字奥松尾東平六一五の二、六一五の三、六一六、六一八の一、六一八の三、字松尾谷東平六一九、字大鳴六三四、六三五、六三七、六三八、字簗ケ谷西側六三九、六三九の一、字簗ケ谷東側六四〇、六四一、国府町新井字陰滑三五七の一、三五七の二、字赤豆谷三五八の一、三五八の二、字大畑ケ三五九の一、国府町神護字木原谷下平一四五の五から一四五の七まで、字西ケ谷三四六の四、字古神護三九〇の一、三九三の一、三九三の二、三九四、三九五、字石原谷三九六、三九七、四四八から四五三まで、字空田上四五八、四五九、字奥大谷四六〇、四六一、四六一の一、四六二、四六二の一、四六三、四六四、四六四の一、四六五から四七二まで、字木原谷下平一四五の五から一四五の七まで、字西ケ谷三四六の四、字古神護三九〇の一、三九三の一、三九三の二、三九四、三九五、字石原谷三九六、三九七、四四八から四五三まで、字空田上四五八、四五九、字奥大谷四六〇、四六一、四六一の一、四六二、四六二の一、四六三、四六四、四六四の一、四六五から四七二まで、字鮒ケ谷四七四から四七六まで、四七八、字向神原四七七、四九七、四九九から五〇五まで、五一〇、五一一、字神原四七九から四八九まで、四九〇の一、四九〇の二、四九一、四九二、四九五、四九六、四九六の一、五五四から五五六まで、字奥大谷五〇六、五〇七、五〇九、五〇九の一、五〇九の二、字大向五一二、五一四、五二〇、五二一、五二二、五二四、五二五、字神原口五五八、五五九、字北谷平五六〇の一から五六〇の三まで、五六一から五七四まで、五七六、五七七、五七九、字岩本平五七八、五八〇から五八三まで、五八三の一、五八四、字赤潰平五七五、五八五から五八七まで、五九四、五九五から五九九まで、六〇五、字木原谷上平五八八、五八九、五八九の一、五九二、六〇〇、六〇〇の一、六〇一、六〇六、六〇六の一、字木原谷下平五九〇、五九一、五九一の一、六〇二、六〇二の一、六〇三、六〇三の一、六一二〇の一、六一二〇の二、字湯谷上平六二三から六二六まで、六五九から六六四まで、六六五、六六六、六六七、六六七の一、字福半上平七一六から七二三まで、七二三の一、七二四、七二五の一、七二六、七二六の一、七二七、七二七の一、七二八、七二九、七二九の一、七三〇から七三二まで、七三四から七三六まで、字福半下七三三、七三七、七三八、七四二の一、字西ケ谷七六二の一から七六二の四まで、国府町上荒舟字奥上野四七一から四七五まで、四七五の一、四七六、四七六の一、四七七の一、四七七の二、四七八、四七九、四七九の一から四七九の三まで、四八〇、四八一、四八三の一、四八四の一、四八四の二、四八五から四八七まで、四八八の一、四八八の二、四八九から四九一まで、字野添四九二の一から四九二の三まで、四九三、四九三の一、四九四から四九七まで、四九七の一、四九七の二、四九八の一、四九八の二、字足谷四九九、四九九の一、五〇〇、五〇〇の一、五〇一から五〇六まで、五〇六の一、五〇七から五一〇まで、字砥石谷五一六、五一六の一から五一六の一四まで、字鎌ケ谷五一七の一から五一七の九まで、字深切レ六一九、六一九の九、字炭山六二九の一から六二九の一九まで、六三〇、六三一、六三二の一、字小虫谷奥六四四の一から六四四の一九まで、六四四の二から六四四の六一まで、国府町荒舟字吉ケ谷五四三、五四四、六四三の一、六四三の二、六四三の六から六四三の一一まで、字登り尾口五五二の一、五五三の一、五五三の二、字細ザコ五五四の一か